

静岡総合庁舎樹木・芝生管理等業務委託 配付資料・提出資料

1 配付資料

- (1) 公告文
- (2) 入札説明書
 - ・ 制限付き一般競争入札に係る提出資料一覧
 - ・ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ・ 入札書2枚（記入例あり）、委任状1枚
- (3) 契約書案
- (4) 委託要領（業務対象区域図あり）
- (5) 特記仕様書
- (6) 設計書
- (7) 入札心得書（入札辞退届様式あり）
- (8) 入札書封緘方法
- (9) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第2号）

2 提出書類

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し
 - ウ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等静岡市内に主たる営業所があることを証する書類
 - エ 有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し
 - オ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの。）の写し
 - カ 長3号封筒（切手460円分を貼付）
 - キ 制限付一般競争入札に係る提出資料一覧
 - ク 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第2号） 電子契約を希望する場合のみ
- (2) 提出期限
 - 令和7年5月9日（金） 午後5時00分
- (3) 提出方法
 - 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

3 その他

- (1) 配付資料を熟読すること。
- (2) 業務内容に質疑がある場合、5月19日（月）午後5時00分までに質問をすること。
- (3) 再度入札について
 - 入札説明書に記載のとおり、第1回目の入札後直ちに再度入札を行う場合があるので、入札執行日には、あらかじめ再度入札に対応できるように入札書等の準備をすること。

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年4月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県静岡財務事務所長 佐野 博之

2 担当部局

〒422-8630 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号

静岡県静岡財務事務所 総務課

電話番号 054-286-9112

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 業務名

令和7年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託

(3) 業務場所

静岡県静岡市駿河区有明町2番20号 静岡県静岡総合庁舎（本館、別館、別館南駐車場及びこれらの
附帯施設。）及びその敷地

(4) 業務期間

令和7年6月2日から令和8年3月16日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における建設工事競争入札参加資格者名簿に業種「造園工事業」で登載されている者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 造園工事業に係る経営事項審査の総合評定値が700点以上の者であること。
- (4) 静岡市内に本社又は主たる営業所等（県内に本社を置く者に限る。）を置く者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

- いう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月9日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時30分から午後5時00分までとする。

(2) 配布場所

上記2及び申請書ダウンロードサービス(静岡県公式ホームページ電子申請サービス)

(3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する者は、封筒に「樹木・芝生管理入札説明書希望」と明記し、返信用切手320円分を貼付した返信用封筒(角型2号)を同封し、上記2まで送付すること。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書等を持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)により提出すること。電送による提出は認めない。

(1) 提出期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月9日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の場合は、5月9日(金)午後5時00分必着とする。

(2) 提出書類

提出部数はすべて1部とする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

ウ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等
静岡市内に主たる営業所等があることを証する書類

エ 有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し

オ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの)の写し

カ 長3号封筒(簡易書留料金を含む460円分切手を貼付)

(3) 提出先

上記 2 に同じ。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和 7 年 5 月 30 日（金） 午前 9 時 30 分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市駿河区有明町 2 番 20 号

静岡県静岡総合庁舎 本館 7 階第 9 会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札参加資格確認申請書若しくは受託実績証明書に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約を締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを提出すること。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県静岡財務事務所総務課（電話番号 054-286-9112）とする。

(4) 現場説明会は行わない。

(5) 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

令和 7 年度静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和 7 年 4 月 30 日
- 2 入札執行者 静岡県静岡財務事務所長 佐野 博之
- 3 担 当 部 局 〒422-8630 静岡県静岡市駿河区有明町 2 番 20 号
静岡県静岡財務事務所 総務課
電話番号 054-286-9112

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 第 7 号
- (2) 業 務 名 令和 7 年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託
- (3) 業務場所 静岡県静岡市駿河区有明町 2 番 20 号 静岡県静岡総合庁舎（本館、別館、別館南駐車場及びこれらの附帯施設）及びその敷地
- (4) 業務期間 令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 3 月 16 日まで
- (5) 業務概要 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託要領による。

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における建設工事入札参加資格者名簿に業種「造園工事業」で登載されている者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 造園工事業にかかる経営事項審査の総合評定値が 700 点以上の者であること。
- (4) 静岡市内に本社又は主たる営業所等（県内に本社を置く者に限る。）を置く者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外

- の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和7年4月30日（水）から令和7年5月9日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の場合は、5月9日（金）午後5時00分必着とする。

イ 提出先 上記3に同じ。

ウ その他 申請書及び資料は各1部とし、長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円分貼付）を添えて提出先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。電送によるものは受付しない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年5月16日（金）までに通知する。

- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (4) 資料は、次によるものとする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

ウ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等静岡市内に主たる営業所があることを証する書類

エ 有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し

オ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

カ 長3号封筒（簡易書留料金を含む460円分切手を貼付）

- (5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格を認めない者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、入札執行者に対し、入札参加資格を認めない理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年5月23日（金）までに書面（様式自由）を持参により提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求めた者に対して、令和7年5月29日（木）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 現場説明会

現場説明会は実施しない。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 令和7年5月30日（金） 午前9時30分
- (2) 入札執行場所 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号
静岡県静岡総合庁舎 本館7階第9会議室

(3) その他

ア 郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

カ 入札執行回数は2回を限度とする。

10 開札

開札は上記9に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において上記５に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 支払い条件

２回の分割払いとする。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) その他詳細不明の点については、静岡県静岡財務事務所総務課（電話番号 054-286-9112）に照会すること。

制限付一般競争入札に係る提出資料等一覧

(令和 7 年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託)

番号	提出書類の名称	提出部数	check
ア	様式 1 入札参加確認申請書	1	
イ	建設業法第 3 条に規定する許可の通知書の写し	1	
ウ	受付印のある建設業許可申請書の様式第 1 号及び別表又は様式第 22 号の 2 の写し等静岡市内に主たる営業所があることを証する書類	1	
エ	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し	1	
オ	建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの。）の写し	1	
カ	長 3 号封筒（切手 460 円分を貼付）	1	

上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

静 岡 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県静岡財務事務所長 様

住 所
申請者 商号又は名称
氏 名

⑨

下記の業務に係る競争入札に参加する資格確認について、確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること、入札説明書5(7)アからキまでのいずれにも該当しない者であること及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公 告 日

令和7年4月30日

2 業 務 名

令和7年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託

入札書

1 入札番号 第 7 号

2 業務名 令和7年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託

3 業務場所 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号 静岡県静岡総合庁舎

上記の業務を、下記の金額で受託したいので、申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

静岡県静岡財務事務所長 様

住所
入札者 商号又は名称

氏 名

印

上記代理人

印

再入札となる場合がありますので、入札の時には

2枚ご用意下さい。

入札書

記入例

- 入札番号 第 7 号
- 業 務 名 令和7年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託
- 業務場所 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号 静岡県静岡総合庁舎

上記の業務を、下記の金額で受託したいので、申し込みます。

税抜価格を記入

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○

入札日を記入してください。

令和7年5月30日

静岡県静岡財務事務所長 様

委任の場合、社印及び代表者
印の押印は不要

住 所 ○○県◇◇市◎◎町××番地
入札者 商号又は名称 株式会社●●●●

氏 名 代表取締役 ■■ □□

上 記 代 理 人 ▲▲ △△

印

印

委任の場合、代理人の
記名、押印が必要。

委任状

私は、
一切の権限を委任します。

代理人の印

を代理人と定め、下記事項を処理する

記

委任事項 静岡財務事務所 における

入札番号 第7号 令和7年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託 の入札について

委任期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名



委任状

私は、
代理人の氏名を記入
↓
静岡太郎
代理人の印
印
を代理人と定め、下記事項を処理する
一切の権限を委任します。

記

委任事項 静岡財務事務所 における

入札番号 第7号 令和7年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託 の入札について

委任期日 令和7年5月30日
入札日と同日です！
令和7年5月30日

住 所 静岡市〇〇区〇〇町 1 - 2 - 3

商号又は名称 株式会社 静岡

氏 名 代表取締役 駿河 一郎 印

静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託契約書

静岡県静岡財務事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1） 委託業務の内容

別紙「静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務

（2） 業務場所

静岡県静岡市駿河区有明町2番20号に所在する静岡県静岡総合庁舎（本館、別館、別館南駐車場及びこれらの附帯施設）及びその敷地に附属する一切の樹木・芝生

（注意義務）

第3条 乙は、要領に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第4条 委託業務の履行期間は、令和7年6月2日から令和8年3月16日までとする。

（委託費及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の委託費は、6月から9月までの実施分金 円（うち消費税および地方消費税の額 円）を10月に、10月から3月までの実施分金 円（うち消費税および地方消費税の額 円）は委託業務完了の後に支払うものとし、乙は、甲に請求し、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（契約の変更）

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、甲が承認した場合にはこの限りではない。

（契約の解除）

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1） 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められ

るとき。

- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものを言う。）が暴力団員などである者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等の利用をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

- 3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

- 2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（申出義務）

第10条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（実施計画及び処理状況の報告等）

第11条 乙は、あらかじめ委託業務の年間実施計画を書面で甲に提出しなければならない

い。

2 乙は、1月ごとに業務実績報告書（写真を含む。）を、甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めたときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

第12条 乙は、委託業務実施中知り得た機密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

（臨機の措置）

第13条 乙は、委託業務遂行上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙は、その措置について速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、委託業務遂行上緊急やむを得ないと認めるときは、乙に対して必要な措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第14条 本契約に関し、乙が、次の各号の一に該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の委託料（本契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（委託費の処理）

第15条 甲又は乙が第8条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

（合意管轄）

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 7 年 月 日

(甲) 静岡市駿河区有明町 2 番 20 号
静岡県静岡財務事務所
所 長 佐野 博之 ⑩

(乙)

⑩